

今後の I T 政策の進め方について

平成15年11月27日
内閣官房 I T 担当室

IT政策の今後の進め方（視点）

1. 「2005年に世界最先端のIT国家になる」という国家目標に向けて、「e-Japan戦略」を一層進めるために、今後、政策の重点をどのような分野におくべきか。
2. 最近のトピック等として、例えば、
 - ・ 国民に被害を与えたコンピュータウイルスの問題（8月）
 - ・ 国連の電子政府総合評価で日本が18位に（11月）
 - ・ ASEAN各国とのFTA等包括的経済連携の機運等、が挙げられるが、どのように対応すべきか。
3. IT基本法の見直し期限を来年1月に迎えるが、どのように考えるか。
4. 「e-Japan戦略」に関する政府の取り組みを民間の立場から評価する専門調査会に対して、どのような方向付けをしていくべきか。

有識者会合において出された主な論点

1. 情報セキュリティ対策や災害時の通信確保等、安全性・信頼性の取り組みをより強化する必要があるのではないか。
2. アジア地域を視野に入れた国際的な取り組みを強化する必要があるのではないか。
3. 民間保存文書の電子的保存の容認等、経済社会におけるIT利用を促進するため、規制改革を進めるべきではないか。
4. 電子政府構築の着実な実施、電子自治体構築の支援のための取り組みを強化する必要があるのではないか。
5. ITベンチャー企業の育成のための取り組みを強化すべきではないか。
6. 評価を行うに当たっては、2001年当時に比べて、インフラの普及、国民の意識の向上等、状況が変化したことを踏まえることが重要ではないか。

IT戦略本部の今後スケジュール (案)

15年11月27日 (第21回本部)

・今後のIT政策の進め方(自由討議)

12月18日 (第22回本部)

評価専門調査会

・今後のIT政策の方向性と課題

16年 1月 5日 IT基本法見直し期限

1月 (第23回本部)

・今後のIT政策の方向性と課題

3月 評価専門調査会報告 ← — — — — — 提言

3月～5月 「e-Japan重点計画-2004(案)」審議

6月 同重点計画決定

（参考１） IT基本法の見直しに関する規定

高度情報通信ネットワーク社会形成 (IT)基本法

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成 13年 1月 6日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後 3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

評価専門調査会について

平成 15 年 8 月 8 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づき、e-Japan 戦略 に関する政府の取組状況の評価等を行うため、評価専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
- 2 専門調査会の委員は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命（当該委員が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員の場合にあっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長が指名）する。
- 3 専門調査会の座長は、委員の互選による。
- 4 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5 専門調査会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(参考 3) 「e-Japan戦略」(評価専門調査会関連部分抜粋)

I.基本理念

3.IT戦略本部による主導体制の確立

(前略)

この戦略の成否は、各種方策の実施状況につき、達成目標を踏まえて的確に評価することによって明らかにされる。このため、「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」の委員を含む民間有識者等から構成される評価機関を、IT戦略本部傘下の専門調査会として新たに組織する。この機関は、新戦略に関する政府の取り組み状況を事後評価し、他国との比較や新施策の提案を行う等、IT戦略本部に対して民間の立場から貢献することを目的とする。

(後略)